

鳥取県訓令第8号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
1 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課に勤務する職員	略				1 <u>車庫長、副車庫長</u> 及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課に勤務する職員	略			
2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所に勤務する職員	略				2 <u>車庫長、副車庫長</u> 及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所に勤務する職員	略			
3 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	略				3 <u>車庫長、副車庫長</u> 及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	略			
4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック	略				4 <u>車庫長、副車庫長</u> 及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員で	略			

又は大型特殊自動車 若しくは小型特殊自 動車を運転するもの 以外のもの	トラック又は大型特 殊自動車若しくは小 型特殊自動車を運転 するもの以外のもの
略	略
図 略	図 略

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。